

ほう素、ふっ素、アンモニア・硝酸・亜硝酸化合物の 暫定排水基準 環境省



環境省は、ほう素、ふっ素、アンモニア・硝酸・亜硝酸化合物についての暫定排水基準の適用期限が迫っていることから、この基準の見直し案をまとめました。

水質汚濁防止法に基づく有害物質の排水基準のうち、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物・硝酸化合物」の排水基準は、平成13年7月に新たに一律排水基準が設定されたものだが、この時点で41業種の排水基準達成が技術的に難しかったため、この41業種に属する工場・事業場には平成16年6月30日までに限り、暫定排水基準の適用を認めていました。

見直し案は(1)41業種中15業種と下水道業の一部は一律排水基準の適用に切り替える(2)のこり26業種は可能なものは現時点で達成可能な濃度レベルに暫定排水基準を見直すとともに、その適用を19年6月30日まで延長するという内容です。

資料:2004年3月29日付 EIC ネット

総務部 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

